



支援が必要な人も、元気な人も！平成29年4月から始まります！

介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

▶問い合わせ先 福祉課包括支援班 ☎43-5111(内線524)

《介護予防・日常生活支援総合事業の内容》

	訪問型サービス 今までの介護予防訪問介護に相当するサービス	通所型サービス 今までの介護予防通所介護に相当するサービス
サービス提供者	訪問介護事業者	通所介護事業者
対象者	要支援1・2、事業対象者	要支援1・2、事業対象者
サービス内容	食事や入浴、排泄の介助、掃除、洗濯、調理など 【サービスの一例】 膝や腰の痛みがあるので、ヘルパーさんに訪問してもらい、掃除や調理を手伝ってほしい。	食事や入浴、排泄の介助、機能訓練やレクリエーションなど 【サービスの一例】 デイサービスに通って、入浴や食事を手伝ってほしい。みんなで活動して日中楽しく過ごしたい。
利用料	介護予防訪問介護と同程度	介護予防通所介護と同程度

平成29年4月から、「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」の2つのサービスは、これまでの全国一律となっていた介護保険のサービスから、地域の実情に合わせ

た取り組みができるよう、市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスに変わります。それぞれ「訪問型サービス」と「通所型サービス」という名称になります。

サービス利用の手続きも変わります。総合事業の「訪問型サービス」と「通所型サービス」のみを利用する人は、今回の変更によってサービス利用の手続き（下図）が簡単になります。今後は、要介護認定を受けなくても基本チェックリストの確認で利用の決定ができます。ただし、サービスの利用には、ケアプランの作成が必要となります。

自立した日常生活を送るためのキーワードは「互助」。今後はますます高齢化が進み、従来の仕組みでは高齢者を支えきれなくなっています。高齢者の生活を支えるため、NPOやボランティアなどによる生活支援の多様なサービスが必要となっていきます。高齢者が高齢者を支える、地域が高齢者を支えるという「互助」機能を強化していかなくてはなりません。

これからは元気な高齢者が、生活支援の担い手として活躍することが期待されています。高齢者が社会的役割をもつことが、生きがいや介護予防にもつながります。

《申請の流れ》

